2010
日本政策金融公庫
農林水産事業のご案内

目次

日本政策金融公庫の概要 1

農林水産事業の概要 2

ごあいさつ 2
主な業務の内容 3

融資の状況と効果 4

● 農業分野 4
● 林業分野 6
● 漁業分野 8
● 食品産業分野 10

多様な経営支援サービスの提供 12

農林漁業分野における民間金融サポートの推進 15

融資制度 16

● 事業目的別にみた主な融資制度 16
● さまざまな顧客ニーズへの対応 18
● 平成22年度からの新たな融資制度（トピックス） 19

ご相談窓口一覧 20

（注）本誌の計数について

1. 単位未満の計数
金額の単位未満は切り捨てています。
また、比率(%)は原則として表示前桁を四捨五入しています。したがって、合計欄の計数は、内訳を集計した計数と一致しないものがあります。

2. 表示方法
該当数字のない場合は「—」と表示しています。

日本政策金融公庫の概要

日本政策金融公庫は、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行（国際金融等業務）が統合して、平成20年10月に発足しました。

日本政策金融公庫のプロフィール

- 名　　称：株式会社日本政策金融公庫（略称：「日本公庫」）
- 発足年月日：平成20年10月1日
- 根　拠　法：株式会社日本政策金融公庫法
- 本　　店：東京都千代田区大手町1-9-3
- 総　　裁：安居　祥策（やすい　しょうさく）
- 資 本 金 等：資本金　　3兆2,517億円
  準備金　　2兆4,051億円（平成22年3月末現在）
- 支　店　等：国内　　152支店
  海外駐在員事務所　　19カ所
- 職　員　数：8,101人（平成22年度予算定員）
- 総融資残高：29兆8,602億円（平成22年3月末現在）
  国民生活事業　7兆4,919億円
  農林水産事業　2兆7,099億円
  中小企業事業　6兆1,805億円（融資業務）
  国際協力銀行　8兆8,180億円（出融資残高）
  危機対応円滑化業務　4兆6,597億円

日本政策金融公庫への移行

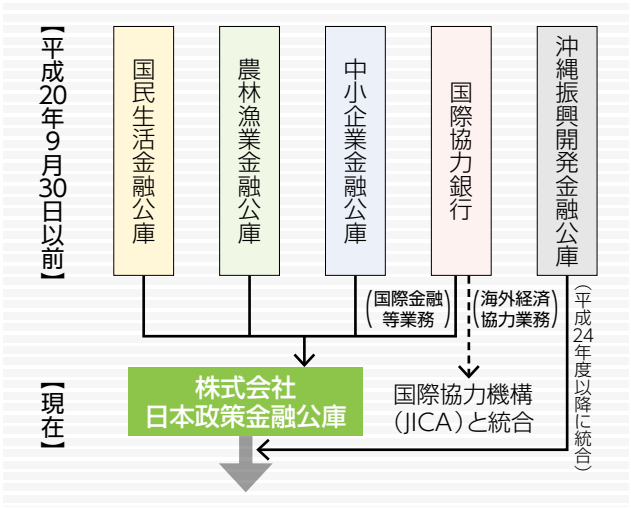

経営理念（基本理念）

政策金融を的確に実施します。

国の政策の下、民間金融機関の補完を旨としつつ、社会のニーズに対応して、種々の手法により、政策金融を機動的に実施します。

ガバナンスを重視します。

高度なガバナンスを求め、透明性の高い効率的な事業運営に努めるとともに、国民に対する説明責任を果たします。
さらに、継続的な自己改革に取組む自律的な組織を目指します。

日本政策金融公庫の主な業務

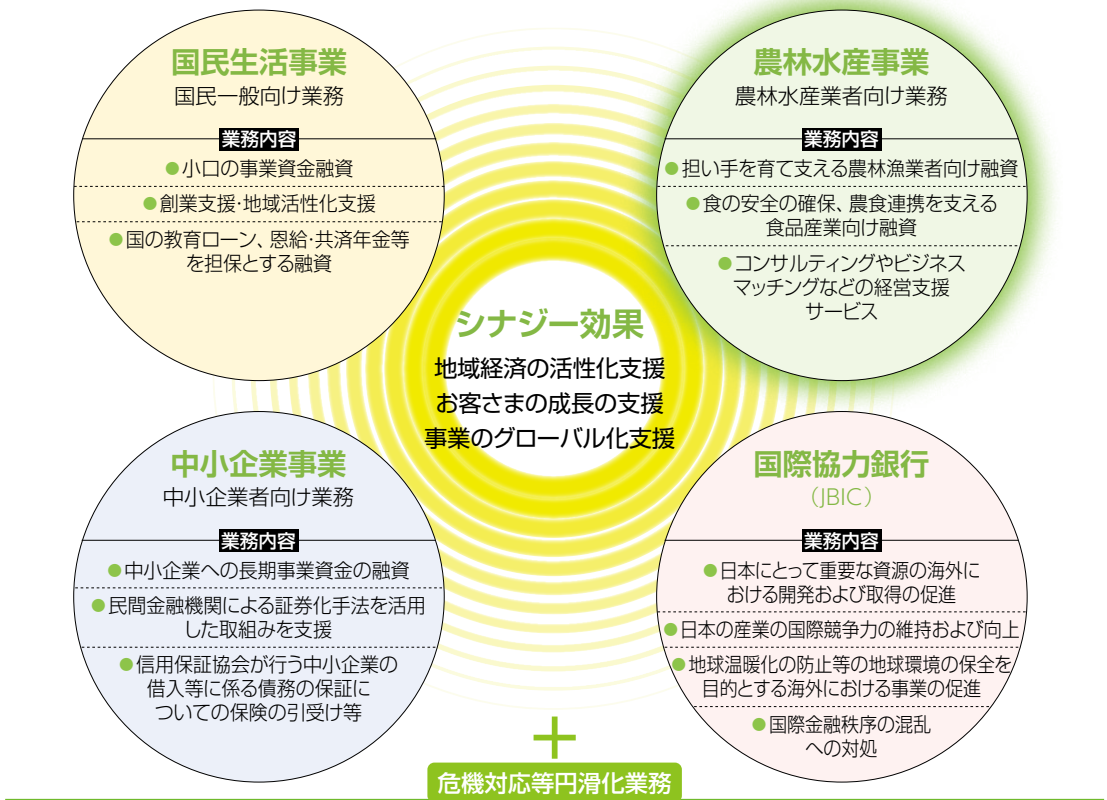

・主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、指定金融機関に対し、一定の信用供与を行う業務
・低炭素投資促進法に基づき、指定金融機関に対し貸付けを行う業務

ごあいさつ

日本政策金融公庫（「日本公庫」）農林水産事業に対する皆さまの日頃のご支援とご協力に心からお礼申し上げます。

日本公庫農林水産事業は、農林漁業や食品産業に携わる皆さまの経営発展のため、長期・低利の融資に加え、多様な経営支援サービスの提供や民間金融機関のサポートに取り組んでおります。

具体的には、貸付当初5年間の金利負担軽減措置が講じられたスーパーL資金や平成22年10月から日本公庫農林水産事業が貸し付けることとなった無利子の農業改良資金などにより、農業の6次産業化をはじめとするお客さまの生産・加工・販売分野での取組みを幅広く支援してまいります。

また、資金面はもとより、お客さまのさまざまな経営課題にお応えするため、「農業・林業・水産業経営アドバイザー」や関係機関と連携した経営支援活動、国産農産物の販路拡大を支援する「アグリフードEXPO」を通じたビジネスマッチングなど、統合によるシナジー効果を発揮しつつ、地域やお客さまの実情に応じたきめ細やかな経営支援サービスに努めてまいります。

さらに、民間金融機関による農業分野の融資への参入を支援するため、各種ノウハウの提供や証券化支援業務などの取組みを進めてまいります。

昨今の農林水産業を取り巻く経営環境は、口蹄疫などの疾病や自然災害、長引く景気低迷による販売価格の下落など、総じて厳しい状況が続いており、お客さまへのセーフティネット機能の発揮が強く求められております。

このような情勢において、政策金融機関として農林漁業や食品産業に携わる皆さまの「経営」を「現場」で支えてきた我々の役割は、ますます重みを増していると感じております。

日本公庫農林水産事業は、長年培ってきた「現場感覚」に立脚した専門性・独自性を発揮し、これまで以上に、お客さまや関係機関の皆さまとの関係を密にし、お役に立てるよう努めてまいります。

今後とも皆さまの一層のご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

株式会社日本政策金融公庫
農林水産事業本部長　**坂野　雅敏**

主な業務の内容

長期・低利の融資

農業、林業、漁業、食品産業における設備投資や経営改善などに必要な事業資金を中心に、「投資の回収に長期間要する」、「天候の影響で収益が不安定」といった業種の特性を考慮した長期・低利の資金です。

平成21年度融資実績

農林水産事業は、平成21年度に、農林漁業や食品産業を営む皆さまに対し、11,119件(対前年度比97%)、2,556億円(同109%)を融資しました。資金種類別では、農業関係資金1,912億円、林業関係資金73億円、漁業関係資金154億円、食品産業関係資金415億円となりました。

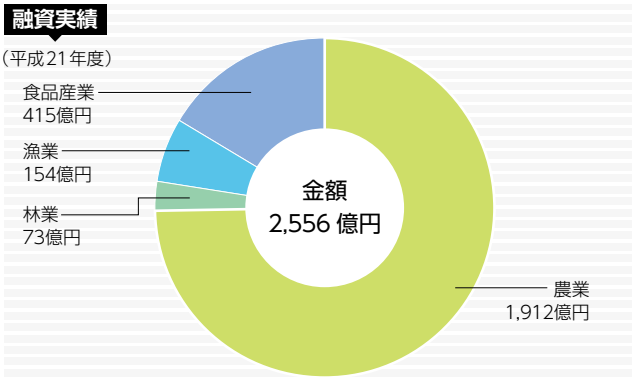

(注) 農業、林業、漁業および食品産業は、資金の種類により区分しています。

多様な経営支援サービスの提供

農林漁業や食品産業を営む皆さまの経営をサポートするために、豊富な情報とノウハウを活用した多様なサービスを提供しています。

お客さまコールセンター、定期相談窓口の設置

農林水産事業の人員を配置する全国48支店や、お客さまコールセンターのほか、お客さまのより身近なところとして、全国約110ヵ所に設置した定期相談窓口で、ご相談をお受けしています。

ビジネスマッチング支援

農林水産物の生産から加工・販売までを広くサポートしている特性を生かして、国産農産物の展示商談会「アグリフードEXPO」やインターネットによるビジネスマッチングサイト「アグリフードEXPOインターネットマッチング」により、農林水産業者と食品加工・流通業者の皆さまの販路や取引の拡大に向けた取組みを支援しています。

農・林・水産業経営アドバイザー、外部ネットワークとの連携による経営支援

農業、林業、水産業の経営に関する専門家である「農業経営アドバイザー」、「林業経営アドバイザー」、「水産業経営アドバイザー」を中心に、業務協力機関とも連携して、経営全般に関するさまざまなご相談にお応えしています。

情報提供

情報誌「AFCフォーラム」や「アグリ・フードサポート」、「農業景況調査」や「食品産業動向調査」といった各種レポート、プレスリリースやホームページ、メール配信サービスを通じて、お客さまや関係機関の皆さまに役に立つ情報を提供しています。

民間金融機関とのパートナーシップの強化

業界動向や農業信用リスク評価などに関する情報提供および証券化支援業務を通じて、民間金融機関が積極的に農林漁業分野の融資に参入できるよう環境を整備しています。

農業分野

「食料・農業・農村基本法及び基本計画」の政策展開に沿った資金提供を通じ、農業者の創意工夫や主体性を発揮した経営改善や環境保全を重視した取組みを積極的に支援しています。

融資実績

（平成21年度）

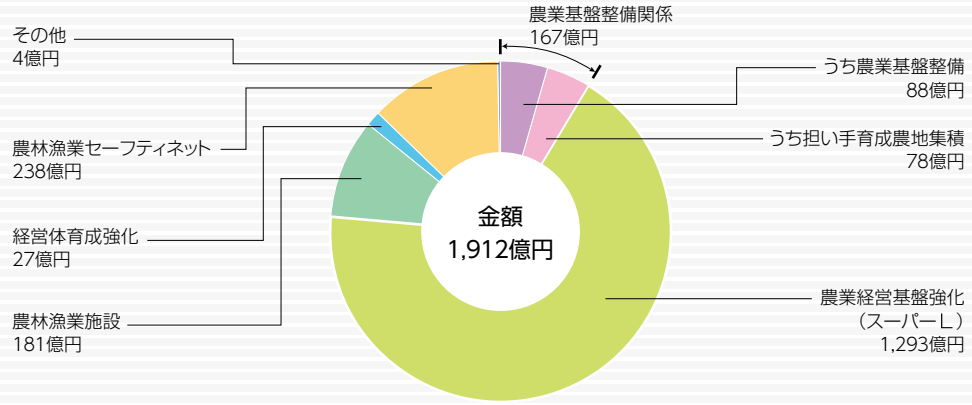

多角化目指す農事組合法人を融資で支援

集落営農を母体とする農事組合法人A社は、これまで地域における農地の受け皿として、米･大豆を中心に経営をしてきました。

農家の高齢化や米価低迷など厳しさが増す経営環境の中で、米･大豆に代わる新たな経営の柱として、パプリカの施設栽培にチャレンジすることになったものです。

施設園芸は雪国では難しいとされていますが、A社はスーパーL資金を活用し、天候に応じてきめ細かな環境調整が可能な大型養液栽培施設を導入しました。パプリカの栽培を開始したことで、雪国でも1年を通じた農作業が可能となったことから、安定した雇用を確保し、所得の増大を図ることとしています。

また、栽培に用いる培養液を回収・ろ過して再利用し、加温・冷房時に排出される二酸化炭素をパプリカで吸収するなど、環境負荷の低減に配慮し、これを通じて持続的な農業生産を目指しています。

農業の担い手を長期・低利の融資で支援しています

農業の経営改善に必要な資金を長期・低利で融資することにより、担い手の育成、支援を行っています。平成21年度は、6,440先の農業者にご利用いただきました。

その中でも、スーパーL資金は、国内の農業を担っていく農業者を育成、支援する資金で、農産物の高付加価値化や経営規模の拡大など、さまざまな用途に利用されています。

認定農業者に占めるスーパーL資金融資先数

	認定農業者	うちスーパーL融資先
個人	232,807	31,474
法人	13,307	4,960
合計	246,114	36,434

※平成22年3月末時点（認定農業者数は平成21年3月末時点）

個別経営体向け資金の営農類型別融資先数

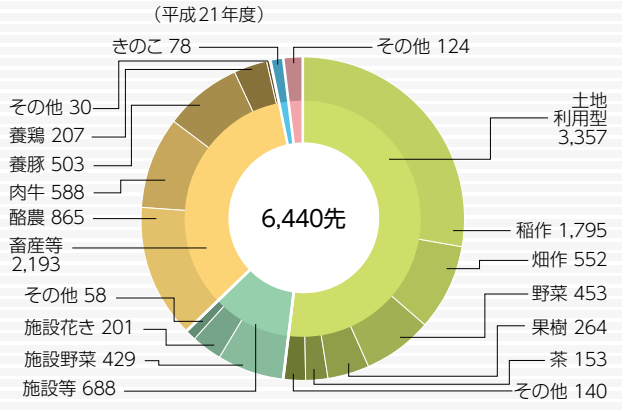

農地の利用集積にもスーパーL資金が利用されています

食料の安定供給や生産性向上、耕作放棄地の発生防止のためには、担い手への農地の利用集積が必要です。

スーパーL資金は、農地の取得にも利用でき、平成21年度、スーパーL資金を利用して担い手が取得した農地面積は1.2万㌶以上にのぼります。特に、平成19年度以降は、スーパーL資金の実質無利子化措置により、農地取得での利用が大幅に増加しました。

スーパーL資金による農地取得面積と全国の有償移転面積

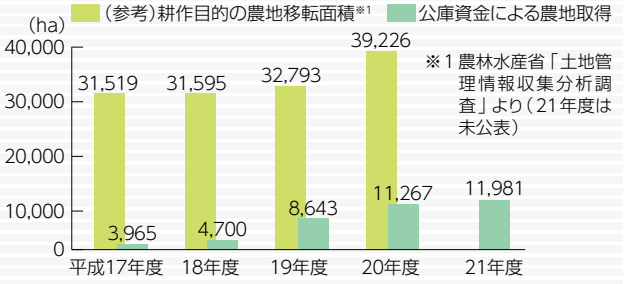

セーフティネット機能を発揮しています

災害や生産資材の価格高騰、農産物価格の下落といった経営環境の変化により、一時的に経営が悪化した農業者に対して、セーフティネット資金の融資を通じて経営の維持・安定を支援しています。

平成21年度は、ひょう害や燃油・飼料価格の高騰、畜産物価格の低迷などの影響を受けた1,382先の農業者に、ご利用いただきました。

農業セーフティネット資金の融資実績

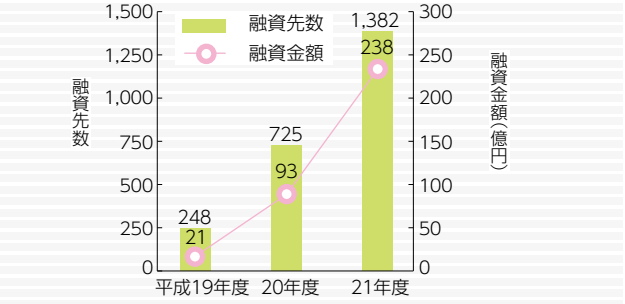

経営支援を通じて雇用の創出・維持に貢献しています

事業の拡大を伴う投資は、農業分野における雇用の創出にもつながります。平成21年度のスーパーL資金の融資先における労働力の増加人数は、3,231人と見込まれます。

また、災害や経営環境の変化により一時的に経営が悪化した農業者に対して、セーフティネット資金の融資を通じて経営の維持安定を支援し、9,749人の雇用機会の確保に貢献したと推計されます。

融資による雇用の創出・維持効果

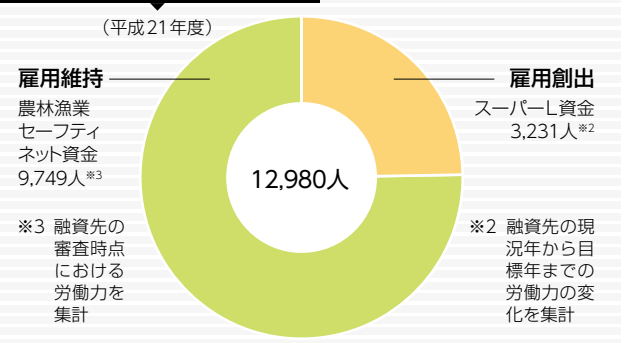

林業分野

「森林・林業基本法」の政策展開に沿った資金提供を通じ、多面的機能を有する森林や国産材の供給・加工体制の整備を積極的に支援しています。

融資実績

（平成21年度）

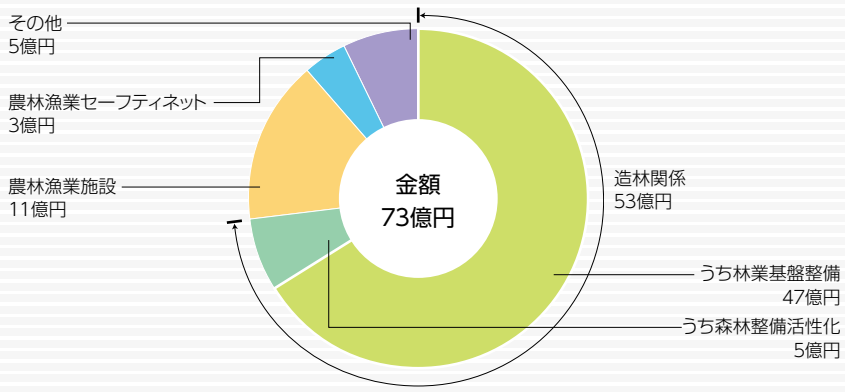

川上と川下の連携による製材工場建設を行政と一体となって支援

協同組合Bは、素材生産業者（C木材、D木材）、製材業者、木材流通業者、森林組合などが集まって設立した事業協同組合です。

協同組合Bでは、素材部門に所属する組合員C木材、D木材が立木を伐採、製材部門で間柱に加工した上で、販売部門が大手メーカーなどに販売しています。協同組合の中に各部門を設置し、原木の生産から加工・販売まで一貫して取り組むことにより、安定的な原料仕入体制の確立や流通コストの削減による生産性向上を進めています。

協同組合Bの製材工場建設は、利用間伐を推進し、健全な森林整備につながるとともに、川上と川下の連携による国産材の安定供給に結び付く事業（農商工連携事業）であることから、行政が補助事業などで支援し、農林水産事業は補助残額部分について農林漁業施設資金（共同利用施設）を融資しました。

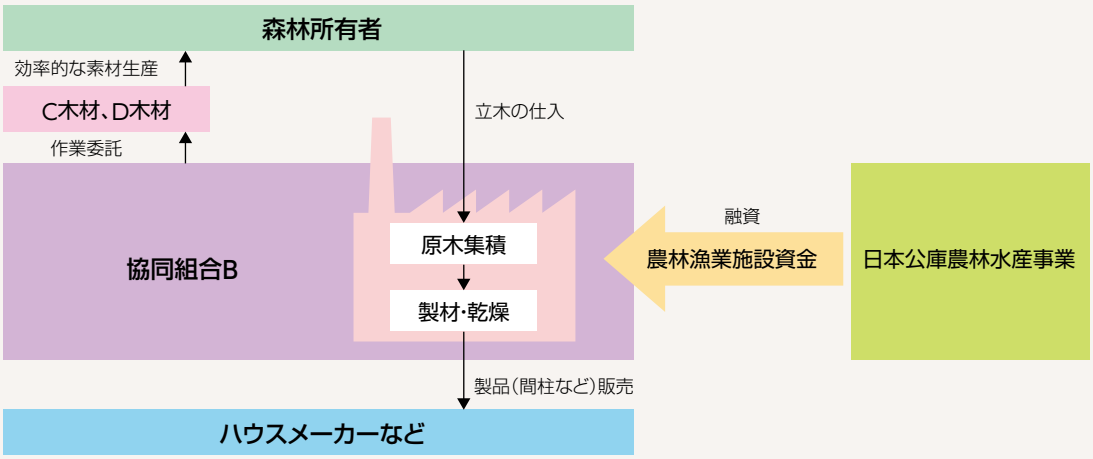

木質バイオマス資源の利用拡大を支援しています

バイオマス資源は、循環的に利用できるうえ、地球温暖化防止にもつながるエネルギー源です。石油などの代わりにバイオマスをエネルギー利用することで、二酸化炭素の発生を抑えられるため、化石燃料に代替する新エネルギーとして今後の利用拡大が期待されています。

農林水産事業では、林地残材や製材端材などを加工する事業や、木屑焚ボイラーの導入などに対して融資を行い、木質バイオマス資源の活用を推進しています。

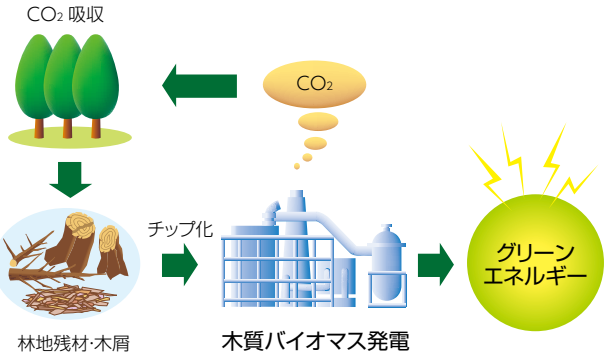

民間金融機関からの資金調達が困難な林業経営体への融資を担っています

林業経営は、投下資本の回収に長期間を要し、財務基盤が脆弱な事業体が多いことなどから、民間金融機関からの資金調達が困難な状況にあります。

そのため、農林水産事業は林業経営体向けの長期・低利融資を実施してきており、平成20年度末時点においては、融資残高ベースで全国の林業融資のおよそ8割を担っています。

林業に対する金融機関別融資残高※1

（平成20年度末）

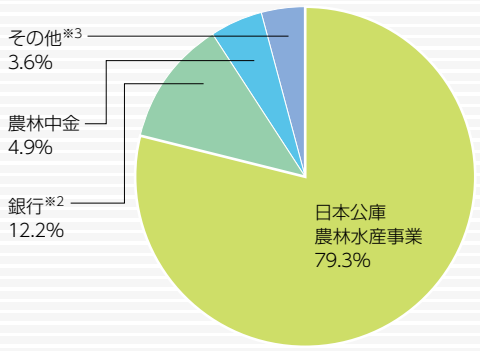

※1 農林中金「農林漁業金融統計」（2009年版）
※2 都市銀行、地方銀行、信託銀行、第二地方銀行
※3 信用金庫及びその他の金融機関

ご融資先の森林がもつ公益的機能の試算

森林は林業経営を通じて適切に管理されることにより、水資源かん養や土砂流出防止、二酸化炭素吸収などの多面的機能を発揮することが期待されます。

平成21年度末における林業資金の融資先が保有する人工林155万ヘクタール※4について、過去の研究事例※5から多面的機能を部分的に試算したところ、次のように推計されました。

● CO_2吸収　635万t/年

約301万台分の年間排出量

● 土砂流出防止　3.5億m^3/年

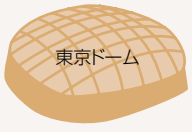

約281個分の流出防止効果

● 水資源貯留　115億m^3/年

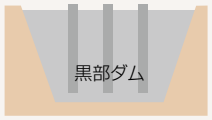

約57個分の貯留効果

金額換算

2.4兆円

※4 人工林面積が不明の場合は、融資先の保有山林面積に全国の人工林比率（林野庁）を乗じて推計
※5 日本学術会議「地球環境·人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価に関する評価について」、国土交通省「自動車輸送統計」、環境省「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令で定める排出係数一覧」、日本自動車工業会「産構審·中環審合同会議資料」

漁業分野

「水産基本法」の政策展開に沿った資金提供を通じ、水産物の安定供給や水産資源の持続的利用を確保するための担い手支援を積極的に展開しています。

融資実績

（平成21年度）

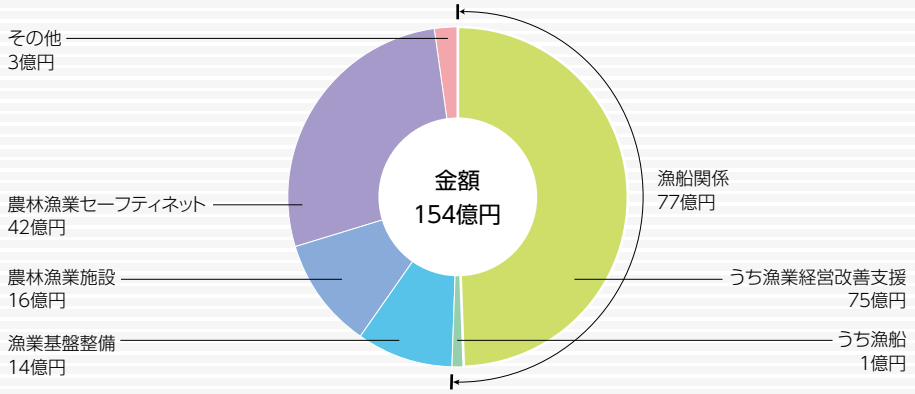

「Gプロ」の認定を受けた次世代改革型漁船の建造を支援

平成19年度にスタートした漁船漁業構造改革推進集中プロジェクト（Gプロ）※に基づき、漁船漁業者であるD社がM漁協と連携して取り組む省エネ・省力化を可能とする高生産性の単船まき網実証船の建造に対して、漁業経営改善支援資金を融資しました。

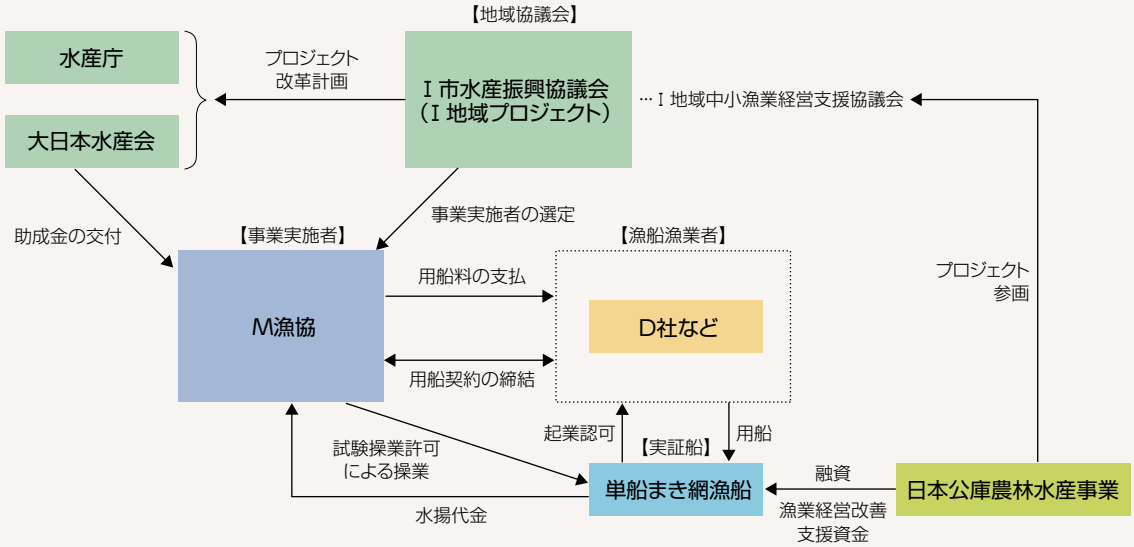

※**漁船漁業改革推進集中プロジェクト（Gプロ）**：国は平成19年度から5年間の事業として、漁業者および地域が一体となって、漁獲から製品・出荷に至る生産体制を改革して収益性の向上を図る「漁船漁業改革推進集中プロジェクト（Gプロ）」を立ち上げています。
農林水産事業は漁船の建造・取得資金の融資にとどまらず、漁船漁業の収益性向上に結びつく地域関係者の共同取組（地域プロジェクト）のメンバーとして参画するなど積極的に関与しています。

漁業の担い手を支援しています

漁業経営改善支援資金は、「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に基づく改善計画の認定を受けた方の経営を総合的に支援する融資制度です。

平成19年度以降、「Gプロ」への積極的な参画により、漁業経営改善支援資金の融資額が大幅に伸びており、平成21年度は5隻の漁船建造に対して32億円を融資するなど、合計で75億円の融資を実行しました。

漁業経営改善支援資金融資実績

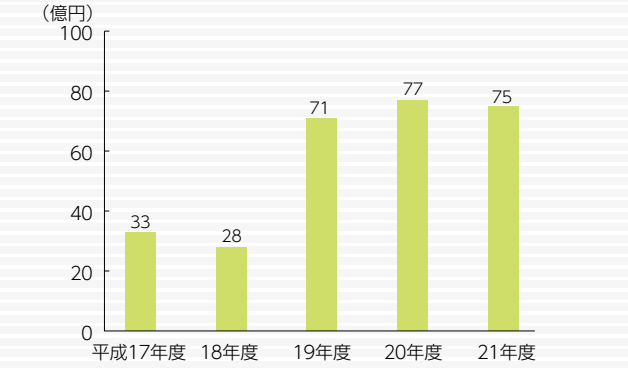

セーフティネット機能を発揮しています

災害や経営環境の変化により一時的に経営が悪化した漁業者に対して、セーフティネット資金の融資を通じて経営の維持･安定を支援しています。

平成21年度は、沿岸漁業者を中心に、赤潮被害や燃油価格の高騰などの影響を受けた274先の漁業者に対して融資を行いました。これらのセーフティネット貸付により、2,251人の雇用機会の確保に貢献したと推計されます。

セーフティネット貸付による雇用機会の確保※1

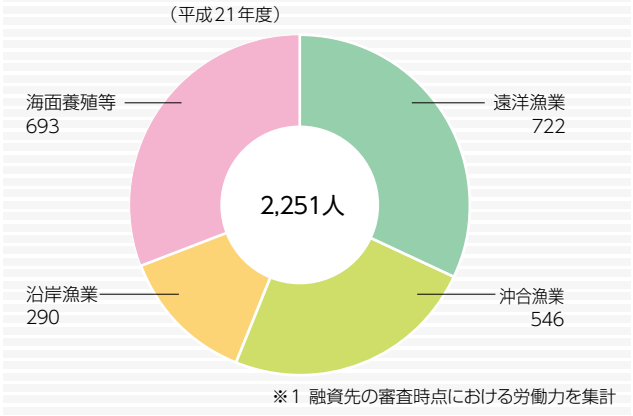

※1 融資先の審査時点における労働力を集計

国内の漁業生産を支えています

農林水産事業の漁業資金を利用した漁業経営体の平成21年における漁獲量は、約109万㌧と推計されます(養殖を除く)。

これは、国内の海面漁業漁獲量415万㌧の26.2%に相当します。特に、沖合･遠洋漁業に限ってみた場合、国内漁獲量の約37.9%に相当し、国内の漁業生産に大きな役割を果たしています。

海面漁業漁獲量

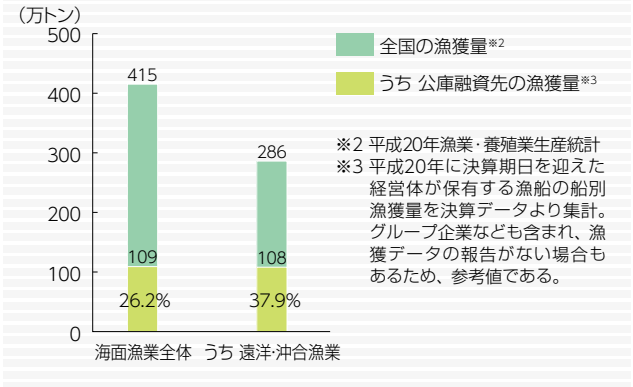

※2 平成20年漁業･養殖業生産統計
※3 平成20年に決算期日を迎えた経営体が保有する漁船の船別漁獲量を決算データより集計。グループ企業なども含まれ、漁獲データの報告がない場合もあるため、参考値である。

食品産業分野

食品の安全性確保や、国産原材料の調達が天候や市況の影響を受けやすいといった経営上のリスクを抱える食品製造・流通分野において、適切な資金提供を行っています。

融資実績

（平成21年度）

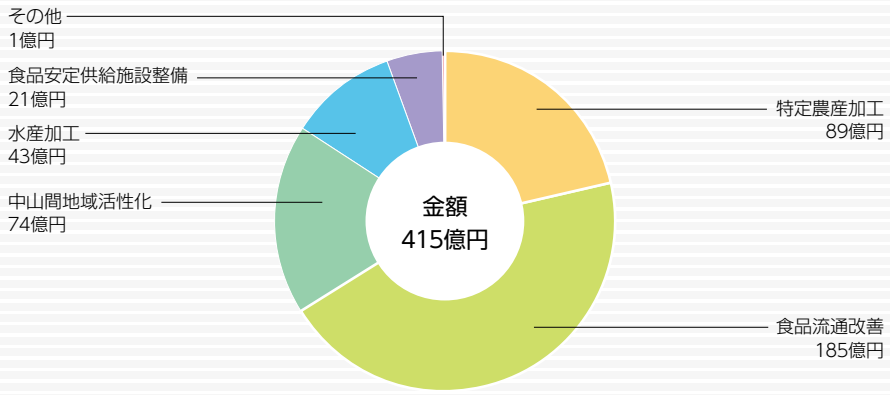

地元農業者団体と連携して米粉関連施設を整備する事業を支援

製粉業者のE社は、増加する米粉の需要に応えるため、新工場を建設し生産規模を拡大することとしました。

E社は、事業の実施にあたり、原料米の仕入先である地元農業者団体、米粉の販売先であるパン粉製造業者のF社と連携して「生産製造連携事業計画」を策定しました。

この連携事業により、E社は産地・品種が明らかな米を安定して調達できるようになり、消費者に「安全・安心」をアピールできるようになりました。また、F社はE社が製造した米粉を材料として、小麦アレルギーに対応した新しい米パン粉の製造に取り組むこととしました。

農林水産事業は、E社の新工場建設およびF社の米パン粉製造施設導入に対して食品安定供給施設整備資金（米穀新用途利用促進）を融資しました。

このように食品製造業者と生産者が提携し、米粉や米粉商品の消費拡大を図る取組みなど、食料自給率の向上につながる事業を支援しています。

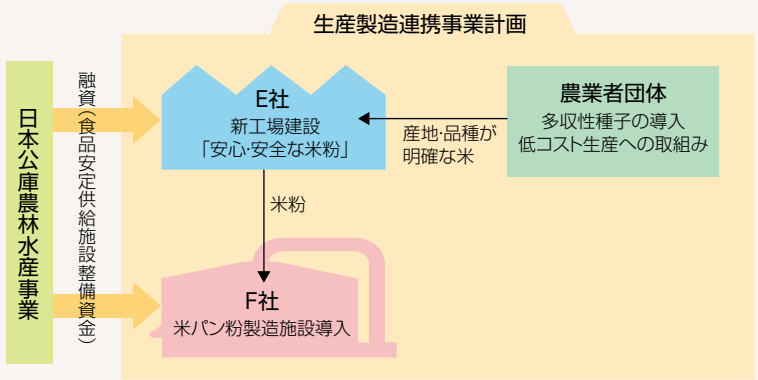

国産農林水産物の利用を支えています

食品産業向け融資は、国産の原材料を取り扱う企業を対象としており、国内の農林水産物の利用の増加につながっています。平成21年度の融資実績に基づいて、これらの融資による効果を試算したところ、今後5年間で国産原材料の取引量が約9万㌧増加すると見込まれます。

なかでも、中山間地域活性化資金、食品流通改善資金（食品生産製造提携事業施設、食品生産販売提携事業施設）は、国産農林水産物の取扱量増加を融資の要件としており、「農食連携」の促進に寄与しています。

農産物取引量

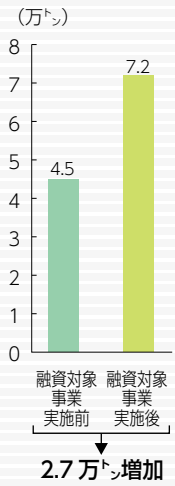

畜産物取引量

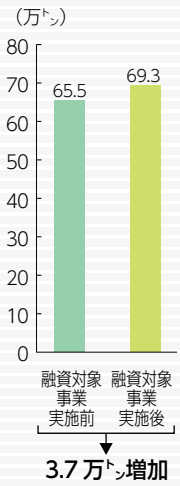

水産物取引量

食品産業向け融資に伴う国産農林水産物取引増加額

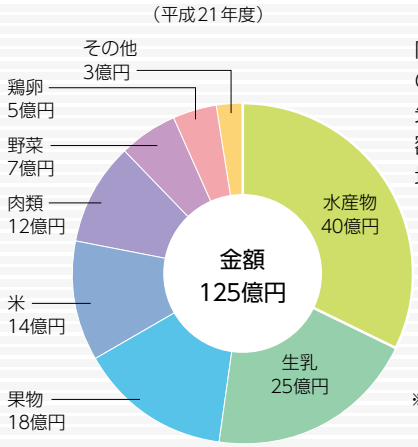

平成21年度の食品産業向け融資に伴う国産原材料の取引量増加により、融資先の国産農林水産物の取引額は今後5年間で125億円増加すると見込まれます※1。

※1 目標時取引見込総額（単年度分）－実績時取引総額（単年度分）

食品産業への融資を通じて雇用の創出に貢献しています

平成21年度の食品産業向け融資の対象となった事業拡大（工場の新設、部門の拡大）に伴い、融資先企業では新たに1,662人の雇用が創出されると推計されます。

また、食品加工流通施設への設備投資により、建設や機械部門などにおける生産も誘発されるため、波及効果として約7,900人の間接的な雇用創出効果も期待できます※2。

※2 産業関連分析により、融資対象事業費をもとに二次波及効果まで推計

食品産業への融資を通じた雇用創出

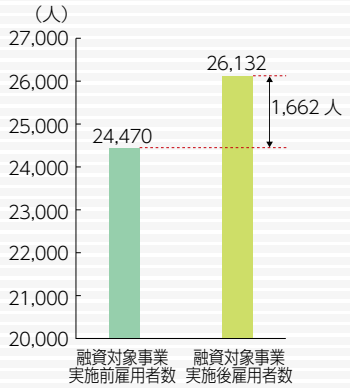

多様な経営支援サービスの提供と継続的なお客さまへのフォローを推進しています。

お客さまのより身近なところで、個々のお客さまのニーズ・課題にマッチした「経営改善のアドバイス」、「ビジネスマッチング」、「専門家の紹介」などさまざまな提案や情報提供を行っています。

お客さまの身近なところでご相談をお受けしています

各支店やお客さまコールセンターのほか、お客さまのより身近なところとして、全国約110ヵ所に設置した定期相談窓口で、ご相談をお受けしています。

お客さま
- コールセンター　行こうよ！公庫 0120-154505
- 農林水産事業の人員を配置する店舗 全国48支店
- 定期相談窓口 全国約110ヵ所
- ホームページでのご相談コーナー

農・林・水産業経営アドバイザーによる経営支援を行っています

「農業の特性を理解している税務、労務、マーケティングなどの専門家によるアドバイスが欲しい」といった多くの農業経営者から寄せられる要望に応え、平成17年度に農業経営アドバイザー制度を創設しました。これまで10回の試験を開催し、沖縄県を除く46都道府県に合計745名の農業経営アドバイザーが誕生しています。

平成20年度に創設された林業および水産業経営アドバイザー制度でも、7名の林業経営アドバイザーと10名の水産業経営アドバイザーが誕生しています。

農林水産事業では、農業・林業・水産業の経営アドバイザーを活用して、担い手の皆さまの経営発展を支援しています。これには、公庫職員以外の税理士や中小企業診断士などの経営アドバイザーと連携した総合的な経営支援サービスの活動も含まれます。

農業経営アドバイザー試験の結果

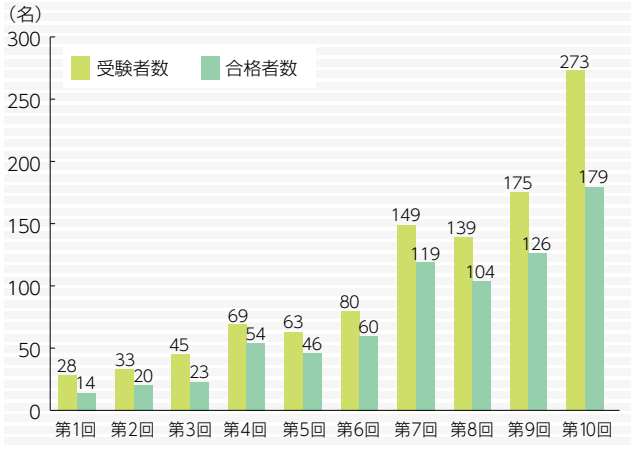

（注）受験者数は事前試験不合格者を除く

農業経営アドバイザー合格者の内訳

（平成22年3月末現在）

業務協力金融機関	217名
税理士・中小企業診断士	354名
普及指導員ほか	81名
公庫職員	93名

外部ネットワークとの連携でより高度な経営支援サービスを提供しています

農業経営者が抱える販路開拓や財務改善、生産性向上など多岐にわたる経営課題に的確に対応し、お客さまの経営発展を支援するため、外部の専門機関（日本プロ農業総合支援機構・日本貿易振興機構ほか13機関）と連携し、経営支援サービスを提供しています。

ビジネスマッチングに取り組んでいます

国産農産物の展示商談会 アグリフードEXPOを開催しています

国内最大規模の国産農産物の展示商談会「**アグリフードEXPO**」を東京（平成21年8月）、大阪（平成22年2月）において開催しました。

お客さまと国産原材料にこだわる食品産業（バイヤー）との商談機会を設定し、お客さまの販路拡大、経営発展の支援を行っています。

	EXPO2009東京（平成21.8.25~26）	EXPO2010大阪（平成22.2.16~17）
出展者数	529先	301先
入場者数	12,676名	11,359名
商談件数	44,173件	17,824件

インターネットでもビジネスマッチングを進めています

お客さまの販路拡大を支援するため、売りたい方（農林漁業者・食品メーカーなど）と買いたい方（食品バイヤー・飲食店など）がインターネット上で商談などの情報交換を行うことができるマッチングサイト「**アグリフードEXPOインターネットマッチング**」をホームページ上で運営しています。

国産ブランドを担い魅力ある商品づくりに取り組んでいる農林漁業者や地元産品を活用したこだわり食品を製造する食品メーカーなどの皆さまと、そうした商品を買いたい方の情報交換をお手伝いします。

会員数は、平成22年4月末現在で「売りたい」会員1,058先、「買いたい」会員280先となっています。

〈イメージ画像〉

お客さまや関係機関の皆さまに役立つ情報を提供しています

情報誌「AFCフォーラム」や各種レポートの発信、プレスリリースやホームページなどを通じて、お客さまや関係機関の皆さまに役立つ情報を提供しています。

●「AFCフォーラム」
農林漁業や食品産業を取り巻く最新のテーマや全国の優れた経営事例を紹介するオピニオン誌です。

●「アグリ・フードサポート」
お客さま向けに融資制度の紹介やイベント情報の詳細をお知らせしています。

●「各種レポート」
担い手農業者の決算動向や景況調査、食品企業の景況調査、食品に関する消費者の意識や購買行動に関する調査など専門性の高い情報をとりまとめ、プレスリリースやホームページを通じてご紹介しています。

●「最新技術情報（技術の窓）」
国や県の農業試験研究機関で農業技術の発展に貢献してきたベテランの専門家による最新の農業経営・技術に関する情報をホームページを通じてご紹介しています。

新たな融資手法を通じて経営を支援しています

融資手続の迅速化に努めています

担い手農業者向け融資に「農業版スコアリングモデル※」を活用した審査手法を導入し、一定の基準を満たす方については、行政手続に要する期間を除き、6営業日以内に融資の可否について回答するようにしています。

また、認定農業者向けのスーパーL資金では500万円までの借入申込について、一定の基準を満たす方には6営業日以内に無担保・無保証人による融資の可否を回答するようにしています。

不動産担保や保証人に過度に依存しない融資への取組みを進めています

平成20年度から進めている畜産農家の牛や豚といった事業資産を担保にした農業ABL（動産担保融資）に関して、平成21年度は肉用牛に加えて養豚、酪農分野へ拡充し、10道県において、合計37件（融資額9億円）の融資を行いました。

今後も、不動産担保や保証人に依存しない融資手法として、農業分野におけるABLの普及に取り組み、畜産農家の経営支援や民間金融機関での活用を図っていきます。

事業再生支援に取り組んでいます

平成21年度は、経営上の問題を抱え、事業の円滑な継続に支障をきたしている農林漁業者や食品企業に対し、経営実態を調査・分析したうえで、経営改善計画の作成、償還条件の緩和、新規融資などの支援策を検討しました。特に、再生可能性、関係機関の協力、支援の有効性・優先性などの観点から50先（農業36先、林業2先、水産業3先、食品企業9先）を重点候補に選定し、事業再生支援に取り組みました。

この結果、重点的に取り組んだ先のうち37先については経営改善計画が作成され、このうち5先について新規融資を実行、19先について償還条件の緩和などの支援を実施しました。経営改善計画作成中の先などについては継続して支援を実施していきます。

また、平成22年度においても、引き続き民間金融機関や専門家などと連携して、農林漁業の構造改善と食料の安定供給の確保に資する事業再生支援に取り組んでいきます。

※**農業版スコアリングモデル**：農業経営の特性を考慮し、財務データだけではなく生産に関するデータや定性的な情報を加味し、さらに営農類型ごとの特徴も加えて農林水産事業が独自に開発した個別農業経営の信用評価を行うシステムです。

農林漁業分野における民間金融サポートの推進

民間金融機関とのパートナーシップの強化を図っています。

リスク評価に関する情報提供や証券化支援業務を通じて、民間金融機関が積極的に農林漁業分野の融資に参入できるよう環境を整備していきます。

業務協力の締結

平成16年4月の鹿児島銀行を皮切りに、民間金融機関と業務協力に関する覚書を締結し、勉強会、合同営業や協調融資など民間金融機関の農林漁業分野における融資への参入を支援する取組みを行っています。

業務協力金融機関（平成22年3月末現在）
農林中央金庫…… 1
信用農業協同組合連合会……36
信用漁業協同組合連合会…… 1
銀行……83
信用金庫……92
信用組合…… 6
リース会社など ……11
（合計） …… 230

業務協力シンポジウム

ACRIS（農業信用リスク情報サービス）の提供

ACRISは、民間金融機関が積極的に農業融資に参入できる環境を整備するため、農林水産事業が開発した農業版スコアリングモデルです。

平成20年10月から、会員有料サービスとしてACRISの提供をスタートしています。

当事業では、ACRISを農業金融活性化のツールとして位置づけ、ご利用いただいている会員の皆さまと業務の連携を進めています。

これにより、農業者の資金ニーズに対し的確な対応が可能となっています。

ACRIS利用による帳票イメージ

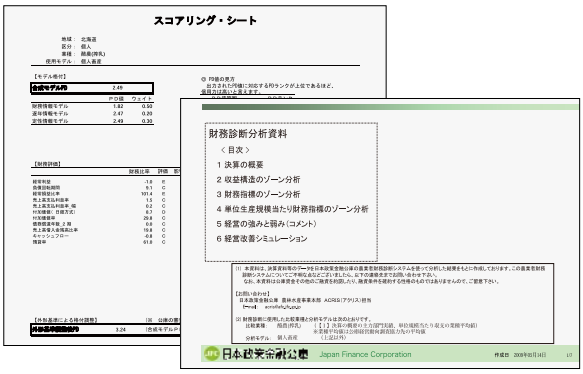

証券化支援業務

農林水産事業は、民間金融機関による農業分野での融資推進のため、信用補完への枠組（証券化支援業務）を構築し、提供しています（平成20年10月業務開始）。この枠組を活用することにより、民間金融機関は、融資額の80%または5千万円を上限として信用リスクを日本公庫に移転することが可能となっています。

平成21年度末時点で、全国38の金融機関が当事業と基本契約を締結しています。

このうち20の金融機関で、証券化支援業務による信用補完を組み込んだ農業者向け融資商品を開発しています。

平成21年度の民間金融機関が行う農業者向け融資の証券化支援業務に係る引受実績は、3億円でした。

基本契約を締結した金融機関数

（平成22年3月末現在）

	地方銀行	信用金庫	信用組合	総計
北海道	1	6	—	7
東北	5	1	—	6
関東	1	—	1	2
中部	3	3	2	8
近畿	1	—	—	1
四国	4	—	—	4
九州	5	5	—	10
総計	20	15	3	38
（うち新商品開発）	(13)	(6)	(1)	(20)

事業目的別にみた主な融資制度

こんなとき、こんな条件でご利用できます。

ここに掲載されている事業や融資制度は主なものです。
このほかにも利用できる事業や融資制度がありますので、ご相談ください。

資金の使いみち	主な融資制度	返済期間（以内）	うち元金返済据置期間（以内）
農業融資			
効率的かつ安定的な農業経営を目指す担い手の経営改善			
●農地などの取得 ●トラクターなどの農機具の取得 ●農舎、温室、畜舎などの施設の整備 ●家畜の購入･育成費、種苗代、施設のリース料など ●償還負担を軽減するための農業負債整理資金	（認定農業者の方） 農業経営基盤強化資金 （略称:スーパーL資金）	25年	10年
	（その他の担い手の方･集落営農組織） 経営体育成強化資金	25年	3～10年
●農産物の処理加工、保管貯蔵、直売施設の整備 ●施設の稼働に関連する経費	農林漁業施設資金 （略称:スーパーW資金）	10～15年	3年
事業再生による農業者の再生･整理承継			
●事業の再生に必要な資金	経営体育成強化資金	25年	3年
環境保全への取組、生産基盤の整備や地域振興			
●家畜排せつ物処理施設の整備 ●バイオマス利活用施設の整備 ●太陽熱、地熱利用による発電施設などの整備	畜産経営環境調和推進資金	15～20年	3年
	農林漁業施設資金 （環境保全型農業推進、バイオマス利活用施設）	15～20年	3年
●用水路、排水路、農道の整備 ●ほ場、牧野の整備 ●農業集落排水施設の整備	農業基盤整備資金	25年	10年
	担い手育成農地集積資金	25年	10年
●農舎、温室、畜舎などの施設の整備 ●農産物の処理加工施設の整備 ●トラクターなどの農機具の取得	振興山村･過疎地域経営改善資金	25年	8年
●農作業受託に必要な農機具の取得、農舎の整備 ●施設の稼働に関連する経費	農林漁業施設資金（アグリサポート事業）	10～15年	3年
セーフティネット機能			
●災害や社会的・経済的な環境変化などにより経営に影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金	農林漁業セーフティネット資金	10年	3年
●被災した生産設備の復旧	農林漁業施設資金（災害復旧）	15～25年	10年
ベンチャーなど新規事業育成			
（新技術の導入、経営のシステム化、地域ブランドの確立などのための） ●農産物の生産施設や機械の取得 ●農産物の加工販売施設の整備 ●試験研究施設の整備 ●施設の稼働に関連する経費	農林漁業施設資金（特別振興事業）	10～15年	3年
	資本的劣後ローン	18年固定	8年固定
林業融資			
適切な森林整備			
●人工植栽、天然林の改良 ●下刈、間伐などの森林の保育管理 ●造林用機械の取得 ●林道、作業道の開設･改良	林業基盤整備資金（造林･林道･利用間伐）	20～55年	3～35年
	森林整備活性化資金	30年	20年
林業の担い手の経営改善			
●造林のための土地、林地の取得 ●分収林の取得	林業経営育成資金	20～35年	20～25年
地域資源を活用した山村活性化、国産材の供給･加工体制整備			
●林産物の処理加工施設の整備 ●林産物の流通販売施設の整備 ●素材生産施設･機械の取得 ●森林レクリエーション施設の設置 ●集会施設などの設置	振興山村･過疎地域経営改善資金	25年	8年
	林業構造改善事業推進資金	20年	3年
	農林漁業施設資金	15～20年	3年
	中山間地域活性化資金	15～25年	3～8年
セーフティネット機能			
●災害や社会的・経済的な環境変化などにより経営に影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金	農林漁業セーフティネット資金	10年	3年
●復旧造林、林道の復旧	林業基盤整備資金（災害復旧）	20年	3年
●被災した生産設備の復旧	農林漁業施設資金（災害復旧）	15～20年	3年

	資金の使いみち	主な融資制度	返済期間（以内）	うち元金返済据置期間（以内）
漁業融資	**漁業の担い手の経営改善**			
	●漁具、漁船漁業用施設などの整備 ●漁獲物の処理加工施設の整備 ●漁業経営の改善に必要な長期資金 ●養殖用施設･作業船の整備	漁業経営改善支援資金	15年	3年
	●漁船の改造･建造･取得、漁船用機器の設置	漁船資金	5～12年	2年
	水産資源の適切な管理と持続的利用への取組			
	●漁場の改良･造成 ●種苗生産施設の設置 ●漁業環境保全のための施設の整備	漁業基盤整備資金（漁場整備）	20年	3年
	漁村環境活性化			
	●漁港施設の整備 ●漁業集落排水施設などの整備	漁業基盤整備資金（漁港整備）	20年	3年
	セーフティネット機能			
	●負債整理資金	漁業経営安定資金	15～20年	3年
	●災害や社会的・経済的な環境変化などにより経営に影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金	農林漁業セーフティネット資金	10年	3年
	●被災した生産設備の復旧	農林漁業施設資金（災害復旧）	15～20年	3年
食品産業融資	**安全･安心な食品の安定供給への取組**			
	●食品製造過程の管理の高度化のための施設の整備など	食品産業品質管理高度化促進資金（略称:HACCP資金）	15年	3年
	●基礎食料素材の生産、食品残さの再資源化、食品の流通対策、新規事業の育成に必要な施設の整備 ●米粉の新用途への利用の促進に必要な施設の整備など	食品安定供給施設整備資金	15年	3年
	原料産地の農林漁業の振興と「農」と「食」の連携			
	●中山間地域の農畜水産物を使用した新商品、新技術の研究開発またはその成果を利用した製造・加工・販売施設の整備 ●需要を開拓するための展示･販売施設の整備	中山間地域活性化資金	15年	3年
	●米加工品、乳製品などの新商品製造のための施設の整備など ●他の農産加工業への転換のための施設の整備など ●生産の共同化等の事業提携のための施設の整備など	特定農産加工資金	15年	3年
	●いわし、さばなどの水産加工施設の整備など	水産加工資金	15年	3年
	●米、みかん、トマト、豚肉、鶏肉などの新たな用途の事業化のための施設の整備など	新規用途事業等資金	15年	3年
	●飲用牛乳の処理施設の整備 ●乳製品の製造施設の整備 ●牛乳、乳製品の流通合理化のための施設の整備	乳業施設資金	15年	3年
	農畜水産物の流通システム整備			
	●卸売市場、場内業者施設の整備 ●生産者と食品製造業者が提携して実施する農漁業施設、食品製造関連施設の整備 ●生産者と食品販売業者が提携して実施する食品流通システムの整備	食品流通改善資金	15～25年	3～5年

1 融資の限度額について
　一般的には、融資対象事業により資金のご利用先が負担する額の30～80％を上限に融資することとしています。
なお、融資限度額が定められている資金については、その範囲内としています。
2 融資の利率について
●利率は金利情勢によって変更することもありますが、融資時の利率は返済が終わるまで変わらない固定金利です。
（資金によっては融資後10年経過するごとに利率を見直す方法も選択できます。また、林業融資において、融資後20年経過ごとに一律利率を見直す制度があります。）
●資金によっては、ご返済期間に応じて異なる利率となります。
●なお、最新の金利は日本公庫農林水産事業のホームページ（http://www.afc.jfc.go.jp）でご覧いただけます。
3 ここに掲載した融資制度の一覧は、各資金の主な内容を記載したものです。詳しい内容については、お近くの日本公庫支店（農林水産事業）または最寄りの業務委託金融機関の窓口にお尋ねください。

さまざまな顧客ニーズへの対応

顧客ニーズに応じて、各種融資制度の中から最適の資金をご提案いたします。

農業に新規参入したい

経営体育成強化資金の新規参入法人向け融資制度の概要

対象となる方	経営開始後決算を2期終えていない農業法人
資金の使いみち	設備資金、長期運転資金
融資限度額	負担額の80%、ただし、上限は1億5,000万円
返済期間	25年以内（うち据置3年以内）
主な要件	5年以内に認定農業者の認定を受ける計画を有していること 経営改善資金計画について特別融資制度推進会議の認定を受けていること

無担保で借入したい

スーパーL資金の円滑化貸付制度の概要

対象となる方	農業経営改善計画の目標水準に達していること、過去5年間に制度資金の延滞がないこと等
資金の使いみち	農業経営改善計画の目標達成に必要な設備資金、長期運転資金等 ※経営の安定化（負債の整理など）は、対象外です。
融資限度額	個人 2,000万円 法人
返済期間	25年以内（うち据置10年以内）

売上高	融資限度額
5,000万円未満	4,000万円
5,000万円以上　1億円未満	6,000万円
1億円以上	1億円

資材価格の高騰で悪化した資金繰りを改善したい

農林漁業セーフティネット資金の概要

対象となる方	農林漁業を営む個人又は法人（一定の要件を満たした者）
資金の使いみち	経営の維持安定に必要な長期運転資金
融資限度額	一般　300万円 特認　年間経営費等の3/12以内（簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合）
返済期間	10年以内（うち据置3年以内）
主な要件	災害、行政指導、社会的又は経済的環境の変化等、本人の責めに帰さない理由により資金繰りが悪化していること

新規分野に挑戦したい

資本的劣後ローン〔農林漁業施設資金（特別振興事業にかかる施設）〕の概要

対象となる方	新規分野等挑戦事業に取り組む農林漁業を営む法人
資金の使いみち	新規分野等挑戦事業を実施するために必要な設備資金およびその設備の整備に関連して必要となる立ち上がり運転資金
融資限度額	負担額の80%又は1億円のいずれか低い額
返済期間	18年（うち据置8年）

米粉、飼料米関連分野に取り組みたい

食品安定供給施設設備資金（米穀新用途利用促進）の概要

対象となる方	●米粉または飼料（米穀を原材料とするもの）の製造業者 ●米粉加工品（米粉パン、米粉めん等）の製造業者 ●原料米、米粉、米粉加工品の流通業者等
資金の使いみち	「米穀の新用途への利用の促進に関する法律」の規定により農林水産大臣の認定を受けた生産製造連携事業計画に基づいて行う、製造・加工・流通施設の整備及び関連して必要となる費用
融資限度額	負担する額の80%
返済期間	10年超15年以内（うち据置3年以内）

平成22年度からの新たな融資制度（トピックス）

新たなタイプの無利子制度の創設

農林水産物価格の低迷、資材価格の高騰、就業者の高齢化など、農林漁業をめぐる厳しい情勢の下、生産拡大などに意欲的に取り組み、経営改善を図る認定農業者の経営を支えることを目的として、スーパーＬ資金に新たな無利子制度が創設されました。

スーパーＬ資金の無利子制度の概要

対象となる方	認定農業者（農業経営改善計画を作成し、市町村長の認定を受けた方）
対象案件	平成22年4月23日から平成23年3月31日までに当公庫が融資決定した案件
資金の使いみち	農業経営改善計画の目標達成に必要な設備資金、長期運転資金等
融資限度額	個人 5百万円超 1億円以下、法人 5百万円超 3億円以下
返済期間	25年以内（うち据置10年以内）
無利子となる期間	貸付当初5年間

新たな取組みを支援する無利子制度（農業改良資金）を承継

農業者や認定中小企業者が、新作物や新技術の導入などチャレンジ性のある事業に取り組むことを支援する無利子制度(農業改良資金)について、これまで貸付主体となっていた都道府県から制度の移管(移管時期は平成22年10月を予定)を受けることとされました。

農業改良資金の概要

対象となる方	●認定農業者 ●認定就農者 ●集落営農組織 ●農林漁業を営む個人又は法人（一定の要件を満たした方） ●農商工等連携促進法に掲げる措置を行う認定中小企業者 ●米穀新用途利用促進法の農業改良支援措置を行う製造業者等
資金の使いみち	農業改良措置に関する計画の達成に必要な設備資金、長期運転資金等
融資限度額	個人 18百万円以下、法人 50百万円以下
返済期間	10~12年以内（うち据置3~5年以内）
無利子となる期間	貸付当初から最終償還まで全期間

農村地域の医療機能の充実を支援

農村地域において公的医療機関として、へき地医療・救急医療などを担う厚生農業協同組合連合会が営む病院に対して融資を行う農林漁業施設資金（共同利用施設-病院等施設）について、多額の費用が必要となる建て替えなどを支援することを目的として、返済期間および据置期間が延長されました。

口蹄疫発生に伴う農林漁業セーフティネット資金の特例措置

口蹄疫の発生により影響を受けられた農業者の皆さま方を対象に、農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額を引き上げました。

農林漁業セーフティネット資金の特例措置の概要

対象となる方	平成22年4月以降に発生が確認された口蹄疫の影響により、農業経営の維持安定が困難となった方
対象案件	平成22年6月15日から平成24年3月31日までに貸付決定した案件
貸付限度額の特例	今回の特例措置：600万円 ただし、簿記記帳を行っており、特に認められる場合は、年間経営費又は粗収益のいずれか低い額の6/12 一般：300万円 ただし、簿記記帳を行っており、特に認められる場合は、年間経営費又は粗収益のいずれか低い額の3/12 ※貸付限度額は、農林漁業セーフティネット資金の既往残高と今回借入額の合計額により判定する。

ご相談窓口一覧

● 農林水産事業の担当職員を配置する支店 48

●上記以外の支店 104

〔定期相談窓口を設置しています〕

支店のほか、皆さまのお近くの施設で経営や資金のご利用に関する定期相談窓口を設置しています。

農林水産事業の最寄りの支店か、お客さまフリーコール（行こうよ！公庫）**0120-154505**にお問い合わせください。

福岡支店 ❶
〒 810-0001
福岡市中央区天神4-2-20天神幸ビル7階
☎ 092-751-5736　FAX 092-781-2799
✉ fukuoka@afc.jfc.go.jp

佐賀支店 ❷
〒 840-0801
佐賀市駅前中央1-5-10
朝日生命佐賀駅前ビル8階
☎ 0952-27-4120　FAX 0952-27-4125
✉ saga@afc.jfc.go.jp

長崎支店 ❸
〒 850-0033
長崎市万才町6-38明治安田生命長崎ビル7階
☎ 095-824-6221　FAX 095-827-5185
✉ nagasaki@afc.jfc.go.jp

熊本支店 ❹
〒 860-0801
熊本市安政町4-22
☎ 096-353-3104　FAX 096-322-8654
✉ kumamoto@afc.jfc.go.jp

大分支店 ❺
〒 870-0034
大分市都町2-1-12
☎ 097-532-8491　FAX 097-532-8484
✉ oita@afc.jfc.go.jp

宮崎支店 ❻
〒 880-0805
宮崎市橘通東3-6-30
☎ 0985-29-6811　FAX 0985-28-3387
✉ miyazaki@afc.jfc.go.jp

鹿児島支店 ❼
〒 892-0821
鹿児島市名山町1-26
☎ 099-805-0511　FAX 099-226-5155
✉ kagoshima@afc.jfc.go.jp

徳島支店 ❽
〒 770-0856
徳島市中洲町1-58
☎ 088-656-6880　FAX 088-656-6883
✉ tokushima@afc.jfc.go.jp

高松支店 ❾
〒 760-0023
高松市寿町2-2-7COI高松ビル3階
☎ 087-851-2880　FAX 087-822-7350
✉ takamatsu@afc.jfc.go.jp

松山支店 ❿
〒 790-0003
松山市三番町6-7-3
☎ 089-933-3371　FAX 089-933-2950
✉ matsuyama@afc.jfc.go.jp

高知支店 ⓫
〒 780-0834
高知市堺町2-26高知中央第一生命ビル3階
☎ 088-825-1091　FAX 088-825-1096
✉ kochi@afc.jfc.go.jp

鳥取支店 ⓬
〒 680-0834
鳥取市永楽温泉町271朝日生命鳥取ビル5階
☎ 0857-20-2151　FAX 0857-20-2181
✉ tottori@afc.jfc.go.jp

松江支店 ⓭
〒 690-0887
松江市殿町111松江センチュリービル7階
☎ 0852-26-1133　FAX 0852-24-5334
✉ matsue@afc.jfc.go.jp

岡山支店 ⓮
〒 700-0826
岡山市北区磨屋町9-18-401
☎ 086-232-3611　FAX 086-233-7220
✉ okayama@afc.jfc.go.jp

広島支店 ⓯
〒 730-0042
広島市中区国泰寺町2-3-20
☎ 082-249-9152　FAX 082-249-9102
✉ hiroshima@afc.jfc.go.jp

山口支店 ⓰
〒 753-0074
山口市中央5-2-47
☎ 083-922-2140　FAX 083-922-2142
✉ yamaguchi@afc.jfc.go.jp

大津支店 ⓱
〒 520-0047
大津市浜大津1-2-28
☎ 077-525-7195　FAX 077-525-7270
✉ otsu@afc.jfc.go.jp

京都支店 ⓲
〒 600-8008
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20
四条烏丸FTスクエア9階
☎ 075-221-2147　FAX 075-255-0864
✉ kyoto@afc.jfc.go.jp

大阪支店 ⓳
〒 530-0057
大阪市北区曽根崎2-3-5梅新第一生命ビル8階
☎ 06-6131-0750　FAX 06-6131-0755
✉ osaka@afc.jfc.go.jp

神戸支店 ⓴
〒 650-0023
神戸市中央区栄町通5-2-19
☎ 078-362-8451　FAX 078-362-8454
✉ kobe@afc.jfc.go.jp

奈良支店 ㉑
〒 630-8253
奈良市内侍原町51-1
☎ 0742-26-8781　FAX 0742-26-8770
✉ nara@afc.jfc.go.jp

和歌山支店 ㉒
〒 640-8158
和歌山市十二番丁58
☎ 073-423-0644　FAX 073-423-0647
✉ wakayama@afc.jfc.go.jp

富山支店 ㉓
〒 930-0004
富山市桜橋通り2-25富山第一生命ビル2階
☎ 076-441-8411　FAX 076-441-8414
✉ toyama@afc.jfc.go.jp

金沢支店 ㉔
〒 920-0919
金沢市南町6-1朝日生命金沢ビル5階
☎ 076-263-6471　FAX 076-223-1267
✉ kanazawa@afc.jfc.go.jp

福井支店 ㉕
〒 918-8004
福井市西木田2-8-1福井商工会議所ビル3階
☎ 0776-33-2385　FAX 0776-33-2387
✉ fukui@afc.jfc.go.jp

岐阜支店 ㉖
〒 500-8819
岐阜市千石町2-22
☎ 058-264-4855　FAX 058-264-5114
✉ gifu@afc.jfc.go.jp

静岡支店 ㉗
〒 422-8067
静岡市駿河区南町18-1サウスポット静岡5階
☎ 054-286-0233　FAX 054-286-0190
✉ shizuoka@afc.jfc.go.jp

名古屋支店 ㉘
〒 450-0002
名古屋市中村区名駅3-25-9 堀内ビル6階
☎ 052-582-0741　FAX 052-583-0782
✉ nagoya@afc.jfc.go.jp

津支店 ㉙
〒 514-0021
津市万町津133
☎ 059-229-5750　FAX 059-229-5760
✉ tsu@afc.jfc.go.jp

東京都:東京中央・新宿・大森・池袋・江東・千住・渋谷・五反田・上野・板橋・立川・三鷹・八王子
神奈川県:横浜西口・川崎・小田原・厚木
大阪府:大阪西・阿倍野・十三・大阪南・玉出・守口・東大阪・堺・泉佐野・吹田

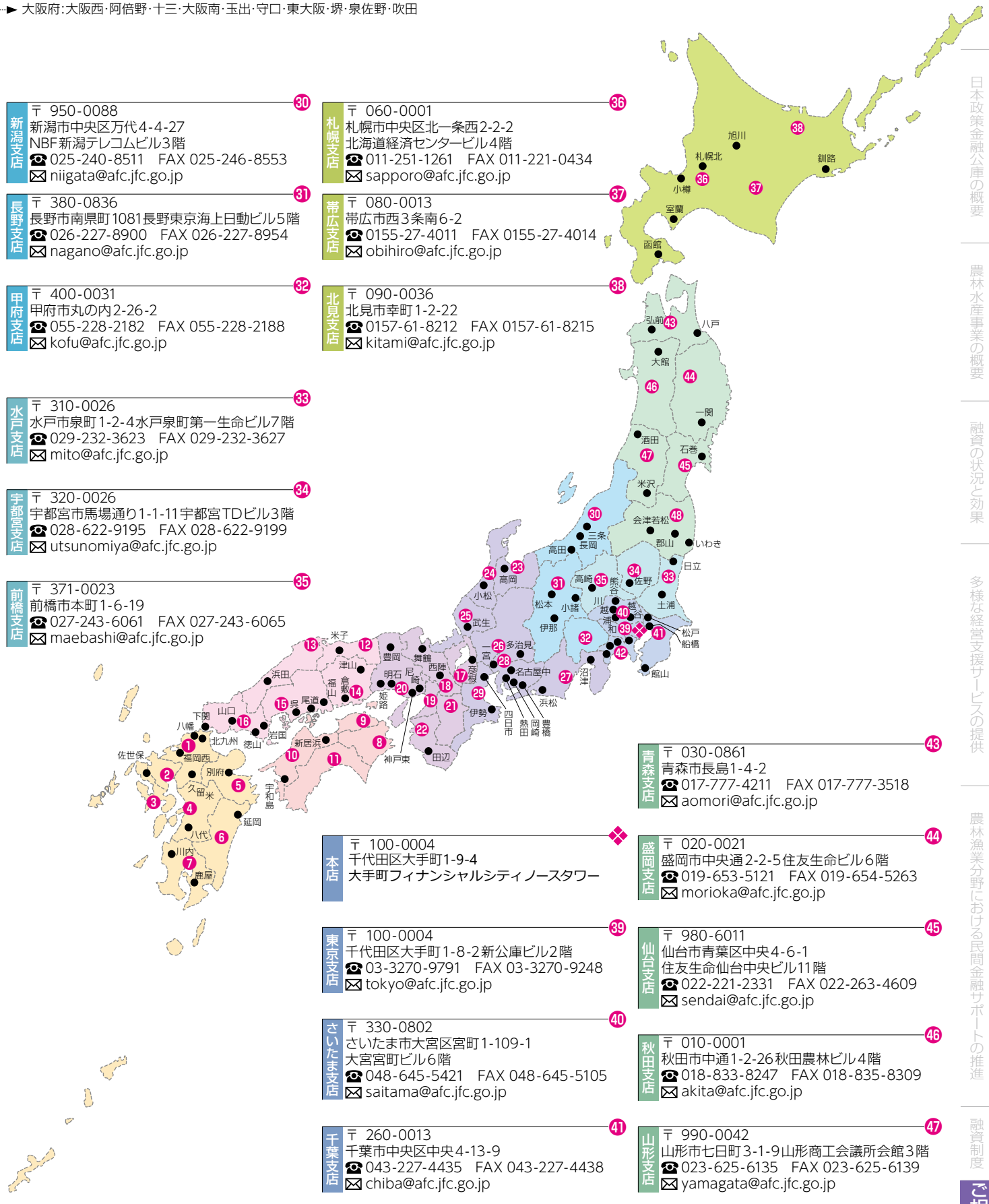

新潟支店 30
〒 950-0088
新潟市中央区万代4-4-27
NBF新潟テレコムビル3階
☎ 025-240-8511　FAX 025-246-8553
✉ niigata@afc.jfc.go.jp

長野支店 31
〒 380-0836
長野市南県町1081長野東京海上日動ビル5階
☎ 026-227-8900　FAX 026-227-8954
✉ nagano@afc.jfc.go.jp

甲府支店 32
〒 400-0031
甲府市丸の内2-26-2
☎ 055-228-2182　FAX 055-228-2188
✉ kofu@afc.jfc.go.jp

水戸支店 33
〒 310-0026
水戸市泉町1-2-4水戸泉町第一生命ビル7階
☎ 029-232-3623　FAX 029-232-3627
✉ mito@afc.jfc.go.jp

宇都宮支店 34
〒 320-0026
宇都宮市馬場通り1-1-11宇都宮TDビル3階
☎ 028-622-9195　FAX 028-622-9199
✉ utsunomiya@afc.jfc.go.jp

前橋支店 35
〒 371-0023
前橋市本町1-6-19
☎ 027-243-6061　FAX 027-243-6065
✉ maebashi@afc.jfc.go.jp

札幌支店 36
〒 060-0001
札幌市中央区北一条西2-2-2
北海道経済センタービル4階
☎ 011-251-1261　FAX 011-221-0434
✉ sapporo@afc.jfc.go.jp

帯広支店 37
〒 080-0013
帯広市西3条南6-2
☎ 0155-27-4011　FAX 0155-27-4014
✉ obihiro@afc.jfc.go.jp

北見支店 38
〒 090-0036
北見市幸町1-2-22
☎ 0157-61-8212　FAX 0157-61-8215
✉ kitami@afc.jfc.go.jp

本店 ❖
〒 100-0004
千代田区大手町1-9-4
大手町フィナンシャルシティノースタワー

東京支店 39
〒 100-0004
千代田区大手町1-8-2新公庫ビル2階
☎ 03-3270-9791　FAX 03-3270-9248
✉ tokyo@afc.jfc.go.jp

さいたま支店 40
〒 330-0802
さいたま市大宮区宮町1-109-1
大宮宮町ビル6階
☎ 048-645-5421　FAX 048-645-5105
✉ saitama@afc.jfc.go.jp

千葉支店 41
〒 260-0013
千葉市中央区中央4-13-9
☎ 043-227-4435　FAX 043-227-4438
✉ chiba@afc.jfc.go.jp

横浜支店 42
〒 231-8831
横浜市中区南仲通2-21-2
☎ 045-641-1841　FAX 045-641-1891
✉ yokohama@afc.jfc.go.jp

青森支店 43
〒 030-0861
青森市長島1-4-2
☎ 017-777-4211　FAX 017-777-3518
✉ aomori@afc.jfc.go.jp

盛岡支店 44
〒 020-0021
盛岡市中央通2-2-5住友生命ビル6階
☎ 019-653-5121　FAX 019-654-5263
✉ morioka@afc.jfc.go.jp

仙台支店 45
〒 980-6011
仙台市青葉区中央4-6-1
住友生命仙台中央ビル11階
☎ 022-221-2331　FAX 022-263-4609
✉ sendai@afc.jfc.go.jp

秋田支店 46
〒 010-0001
秋田市中通1-2-26秋田農林ビル4階
☎ 018-833-8247　FAX 018-835-8309
✉ akita@afc.jfc.go.jp

山形支店 47
〒 990-0042
山形市七日町3-1-9山形商工会議所会館3階
☎ 023-625-6135　FAX 023-625-6139
✉ yamagata@afc.jfc.go.jp

福島支店 48
〒 960-8041
福島市大町1-16
☎ 024-521-3328　FAX 024-521-3385
✉ fukushima@afc.jfc.go.jp

日本政策金融公庫

平成22年8月発行

この冊子は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）
に定められた環境物品の基準に適合する再生紙を使用しています。

PRINTED WITH SOY INK
Trademark of American Soybean Association
環境にやさしい大豆油インキを使用しています。